

小笠原諸島の海底火山噴火による軽石被害に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により大量の軽石が10月上旬以降、沖縄・奄美地域などに次々と漂着している。

うるま市においても漁港や海岸などに軽石が漂着し、養殖魚「琉球スギ」のエラに軽石が詰まり大量死するなど深刻な被害が出ており、生産量日本一を誇る「モズク」においては船が出港できず養殖作業が滞り、今後の出荷への影響が懸念される。

また、本市唯一の離島である津堅島と本島を結ぶフェリーや高速艇が軽石により航行不能となった場合、島民の生活物資の確保や救急搬送等に影響を及ぼし、島民の安心・安全な暮らしに深刻な被害が出ることは必至である。

うるま市では被害を抑えようと、地域の漁業従事者等による軽石除去作業が行われ、市当局も継続的に状況把握や各種支援にあたっているが、海流や風の影響で日々軽石が漂着し収束の目途が立たず、今後も継続的な除去作業及び漁業従事者等への補償が求められる中、財政負担が大きく十分な対応が困難な状況にある。

このような状況が続けば、コロナ禍で落ち込んだ地域経済にさらなる追い打ちとなり、水産業、観光業、景観、環境及び生態系、離島振興など多方面にわたる被害の拡大が懸念される。

よって、うるま市議会は国・県に対し、下記の事項について早急かつ継続的な対応を強く求める。

記

1. 軽石の漂流経路・漂着場所を予測し、完全な除去を行うこと。また、既に漁業従事者等が除去した軽石の処分を行うこと。
2. 安全に出港ができるよう汚濁防止膜等を設置すること。
3. 漁船の冷却装置における吸入装置（フィルター）設置費用に対する補助を行うこと。
4. 既に費やされた軽石除去費用の補償に加え、琉球スギやモズク養殖への被害及び出港ができないことにより被害を受けた漁業従事者等へ十分な損失補償を行うこと。
5. 軽石が人体などへの影響がないか早急に確認し、正確な情報を発信すること。
6. 軽石除去費や漁業補償費、その他軽石被害対策への財政支援を行うこと。
7. 津堅島島民の生活物資の確保や救急搬送の体制強化への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年11月22日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 国土交通大臣 農林水産大臣 環境大臣 沖縄及び北方
対策担当大臣 水産庁長官 沖縄県知事